

# 産婦健康診査事業を開始します！

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後の2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状況の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）の重要性が指摘されています。

厚生労働省科学研究における調査では、初産婦においては産後2週間における産後うつリスクが最も高くなると報告されており、産後2週間・1か月における産婦健康診査の費用を助成することで産後の初期段階における母子のリスクの早期把握・早期支援につなげます。

妊娠期からの切れ目のない支援を充実させることによって産後うつの予防及び母子の愛着形成の促進、虐待の未然防止を図ります。

## 対象者

(1) 平成29年6月1日以降出産した産婦が対象で、補助券の種類は、①産後2週間、②産後1か月の2種類となり、それぞれの条件を満たす場合にのみ利用可能です。

### ① 産後2週間健診

ア 横浜市民で委託医療機関で健診を受診した産婦。

イ 産後指定期間内（産後5日～21日）に受診し、医師が必要と認めた健診であること。

### ② 産後1か月健診

ア 横浜市民で委託医療機関で健診を受診した産婦。

イ 産後指定期間内（産後22日～60日）に受診可能な産婦全てが対象。

## 事業の概要

事業実施は横浜市医師会及び横浜市助産師会に委託して行います。

市内産科医療機関等で健診を実施し、支援が必要な場合には健診実施医療機関での継続支援や、区福祉保健センター及び他医療機関等と連携した支援へつなげていきます。

① 健診において母体の身体的機能の回復、授乳状況および精神状態を把握する。

② 健診結果を実施機関から市・区役所へ速やかに報告する。

③ 産婦健診の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、実施機関は適切な相談支援、経過観察、精神科などの他機関への紹介、産後ケア事業等の勧奨を行う。

## 利用回数及び補助金額

産後2週間及び1か月の2回まで。1回あたりの補助券金額は5,000円です。

## 利用方法

補助券を受診する医療機関に提出し、費用から補助額が差し引かれます。

## 補助券の配付方法

- (1) 平成29年6月1日以降に妊娠の届出をされる方  
配付場所：各区役所子ども家庭支援課（福祉保健センター）  
配付時期：妊娠の届出時に母子健康手帳と併せて配付
- (2) 既に妊娠の届出をお済みの方で、平成29年6月1日以降に出産される方  
配付場所：出産した市内医療機関  
配付時期：出産後の退院までに配付

## 補助対象健診項目

- (1) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安等）
- (2) 診察（悪露、乳房の状態、子宮復古状況等）
- (3) 体重・血圧測定
- (4) 尿検査（蛋白・糖）
- (5) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

※その他適宜必要な質問紙を用いて健診を実施します。

<参考>

### 1 産後うつについて

産後うつとは	出産、育児による身体ストレス、精神ストレスを契機としたうつ病。
頻度	10-30%
時期	産後1-2週から数か月頃（産後うつの50%に、妊娠中からのうつエピソードがあるといわれる）
主な症状 （DSMVによる症状項目）	下記症状がほとんど1日中、ほとんど毎日認められる。 ・抑うつ気分（落ち込む・悲しい・希望がない・涙もろい） ・ほとんどすべての活動における興味・喜びの著しい減退 ・著しい体重減少・増加（1か月で体重5%以上の変化）、食欲の減退・増加 ・不眠・睡眠過剰 ・精神運動性の焦燥・制止（非常に落ち着きがない、いらいらしている、怒りっぽい、のろくなっているなど） ・疲労感・気力の減退（何もやる気が起こらない・疲れやすい） ・無価値観（自分を価値のない人間だと思う）、過剰なもしくは不適切な罪責感 ・思考力や集中力の減退、または決断困難 ・死についての反復思考（反復的な自殺念慮・自殺企図・自殺のための計画など）
背景	女性ホルモンの急激な変化、産後の体力回復に必要な睡眠がとりにくい 出産前の生活の喪失、慣れない赤ちゃんとの生活、母親としての自信不足、自己評価の低下 など
経過・子どもへの影響	適切な支援がなく、症状が長期にわたると、母親は自分の役割における自信を失い、自己評価を低下させてしまい、それがさらに病状を悪化させる悪循環に陥る。 産後うつが継続すると母子関係にも影響し、子どもの行動や認知の発達に悪影響を及ぼすといわれる。うつによる母親の不適切な子どもへのかかわりが、子どものかんしゃくやいらいらを增強し、育てにくい子どもと母親が感じ、赤ちゃんへの否定的な気持ちにつながることもある。

### 2 エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

エジンバラ産後うつ病質問票とは、1987年にイギリスで開発され、世界の多くの国で使用されている質問票です。これまで20カ国語以上に翻訳され、今日では産後うつ病のスクリーニング・ツールとして定着しています。

お問合せ先

子ども青少年局子ども家庭課 親子保健担当課長 山本 弘庫 Tel 045-671-4286